

令和5年9月定例会

総務委員会資料
(消防本部)

秋田市火災予防条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第10条の2 (略) (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のものおよび次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検および整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2および3 (略) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体および充電ポスト(コネクタおよび充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第10条の2 (略) (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のものおよび次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあっては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検および整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2および3 (略) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体および充電ポスト(コネクタおよび充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずるこ</u></p>

を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

第12条 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のものおよび蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上および道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるものならびに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造および管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号および第9号ならびに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

第14条～第51条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第52条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の

と。

(5)～(19) (略)

2 (略)

第12条 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造および管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号および第9号ならびに第2項ならびに本条第1項の規定を準用する。

第14条～第51条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第52条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の

うち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)および(15) (略)

第53条～第57条 (略)

別表第1および別表第2 (略)

別表第3 別紙のとおり

以下 (略)

うち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14)および(15) (略)

第53条～第57条 (略)

別表第1および別表第2 (略)

別表第3 別紙のとおり

以下 (略)

改正案

現行

別表第3（第3条、第18条関係）

別表第3（第3条、第18条関係）

種類		離隔距離 (センチメートル)						
		入力	上方	側方	前方	後方		
(略)								
厨房設備	気体燃料	(略)						
	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	二	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	二	80	30	二	30
(略)								
(略)								

備考 (略)

種類		離隔距離 (センチメートル)			
		入力	上方	側方	前方
(略)					
厨房設備	気体燃料	(略)			
(略)					
(略)					

備考 (略)

秋田市火災予防条例の一部改正について

1 背景

蓄電池設備の現行規定は、主に開放形鉛蓄電池設備を想定したものであり、リチウムイオン蓄電池設備などの新たな蓄電池設備には適用できないこと。また、厨房設備である固体燃料を使用する定置用の炭火焼き器について、現行規定では火災予防上安全な離隔距離が規定されていないことから、火災予防上必要な措置について、規定を整備するものです。

2 主な改正内容

(1) 変電設備（第11条）

キュービクル式以外の変電設備等を設ける場合の離隔距離について

(2) 急速充電設備（第11条の2）

漏電防止対策について

(3) 蓄電池設備（第13条）

ア 基準となる単位および規制対象の見直しについて

イ 設置する際の位置、構造および管理について

(4) 火を使用する設備等の設置の届出（第52条第13号）

蓄電池設備の届出対象について

(5) 固体燃料を使用する厨房設備に係る離隔距離（別表第3）

炭火焼き器の離隔距離について



炭火焼き器

3 施行日

令和6年1月1日

4 経過措置

この条例の施行の際、現に設置されている蓄電池設備等に関する経過措置を規定するものです。